

第91回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の「会社の現況」のうち
「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び
当該体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」

連結計算書類の「連結注記表」

計算書類の「個別注記表」

（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

蛇の目マシン工業株式会社

当社は、第91回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。
（当社ウェブサイト http://www.janome.co.jp/ir/ir_meeting.html）

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び当該体制の運用状況

当社は平成28年6月17日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図っております。また、同日開催の取締役会において、内部統制システム基本方針を一部改定しております。

当事業年度末日現在の本体制に関する取締役会決議の概要及び当期の運用状況は、次のとおりであります。

当社及び当社グループは、企業の社会的責任を果たすにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識のもと、各ステークホルダー（利害関係者）の皆様と健全で良好な関係を維持しつつ、業務の適正性、財務報告の信頼性を確保するとともに、関係法令、定款等を順守する経営を実現してまいります。

そのため、以下の内部統制に向けた管理体制を確立しております。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保

イ) 全ての役職員が「世界の人々の豊かで創造的な生活の向上を目指し、常に価値ある商品とサービスの提供を通じて社会・文化の向上に貢献する」という企業理念のもと、「ジャノメグループ行動憲章」を定め、あらゆる法令・社会的規範を厳格に順守し、公正・透明な企業活動を展開してまいります。

ロ) コンプライアンス委員会、P L（製造物責任）委員会、内部通報委員会、個人情報管理委員会、リスク管理委員会等を設置し、迅速かつ効率的な運営を行い、定期的に取り締役会・常務会に報告いたします。なお、重大案件につきましては、適宜、取締役会・監査等委員会に報告いたします。

・コンプライアンス委員会

取締役を委員長に、取締役、執行役員で構成し、コンプライアンスに関する重要案件を審議いたします。

・P L委員会

取締役を委員長に、関連部門の責任者で構成し、製品に関する安全性等について毎月審議いたします。

・内部通報委員会

取締役を委員長に、社外弁護士を含む委員で構成し、内部通報を受けた場合は、速やかに審議を行い、社内規定に基づいて厳格に対処いたします。

・個人情報管理委員会

取締役を委員長に、部長職を委員に社内横断的メンバーで構成し、社内規定に基づき、個人情報保護計画を策定するとともに、監査、社内研修等を実施いたします。万一、個人情報の漏洩あるいはそのおそれが生じた場合は、速やかに厳正なる対処を行います。

・リスク管理委員会

取締役社長を委員長に、部長職以上で構成し、リスク管理計画の企画、立案ならびにリスク調査を行い、対策等について審議いたします。

ハ) グループ全体の経営の適正化をより推進するため、国内グループ各社の社長会を定期的開催し、グループ各社の業務執行に関する報告、情報交換を行い、コンプライアンス経営についての意思統一を図っております。また、海外グループ各社につきましては、定期的に国際会議を開催し、重要情報の報告と共有化を通じて業務の適正化を図っております。なお、重要な事象が発生した場合には、蛇の目ミシン関係会社管理規定に基づき、速やかに当社へ報告を行うよう義務づけております。

ニ) 内部監査室は、当社グループの内部統制、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況確認・監査を行っており、内部統制状況等を定期的に取り締役会・監査等委員会に報告し

ております。

- ホ) 当社グループの役職員が法令等違反行為について直接通報を行うことができる体制を整備しております。

(当該体制の運用状況)

当期においては、コンプライアンス委員会を2回開催し、法令・社内規定等の順守状況を審議し、当社グループにおけるコンプライアンス上の課題とその対応策について確認いたしました。

PL委員会は12回開催し、当社が販売するすべての商品・サービスについて、その不具合・欠陥に関する情報を収集・分析し、その原因を追究するとともに品質管理に努めました。

内部通報委員会は、通報窓口からの報告を受けた後、遅滞なく、その通報内容に関する事実関係について、調査する必要性の有無の判断や、是正措置等の検討を行っておりますが、当期は内部通報委員会での審議を要する内部通報はありませんでした。

個人情報管理委員会は4回開催し、会社が取り扱うすべての個人情報について、その適切な保護、管理体制の維持構築、管理状況の検証・監査を行いました。また、従業員に対する教育・啓発として社内研修を1回開催いたしました。

リスク管理委員会は2回開催し、当社及びグループ各社のリスク評価を行い、情報を共有し、その管理、低減に努めました。

グループ社長会は4回、国際会議は3回開催し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

②取締役の職務執行の効率性の確保

- イ) 取締役会（原則月1回開催）において、経営に関わる重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

- ロ) 取締役会の下に、常務会（原則月2回開催）を置き、重要事項について審議するとともに、特に重大な案件につきましては取締役会に上程し意思決定しております。

- ハ) 執行役員以上をメンバーとする経営戦略会議（毎月開催）において、各部門における諸課題について、十分な検討・協議等を行っております。

- ニ) グループ各社の自主性と独立性を確保するなかで、グループ経営計画を策定し、事業年度ごとにグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定めグローバルな視点から効率的な経営を行っております。

(当該体制の運用状況)

取締役会は、取締役の職務執行の適法性、適正性及び効率性を確保するため、社外取締役が全てに出席する中、16回開催いたしました。また、常務会は24回、経営戦略会議は22回開催いたしました。

③損失の危険の管理

- イ) リスク管理規定に基づき、グループ全体のリスク管理を行っております。また、定期的にリスクに関する事項についてリスク管理委員会で報告・審議を行っております。

- ロ) 社内稟議規定に定める稟議決裁手続きにより、代表取締役社長または担当役員の決裁を得たうえで、業務を執行しております。

- ハ) 与信管理規定、資産に関するリスク管理規定等に基づき、取引先等に対する厳格な与信管理・リスク管理を実施し、重要事項は適宜常務会に報告しております。

(当該体制の運用状況)

リスク管理委員会において、各部署及びグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めました。

災害、新型インフルエンザの発生に備え、災害対策規定に基づき、安否確認システムを利用

した従業員の安否確認訓練を4回、自衛消防訓練を1回実施いたしました。

④監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人を監査等委員会事務局に置くことといたします。

なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないことといたします。

(当該体制の運用状況)

監査等委員会事務局は、監査等委員会の招集事務、議事録作成その他運営に関する事務などの職務を補助しております。

⑤監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

イ) 当該使用人が職務を兼任する場合、兼任職務内容については監査等委員会の同意を要するものといたします。

ロ) 当該使用人の人事及びその変更については、監査等委員会の同意を要するものといたします。

ハ) 当該使用人は、監査等委員会の職務を補助する職務執行の範囲において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指揮命令に従うものといたします。

(当該体制の運用状況)

当該使用人は職務を兼任しておりますが、その内容については監査等委員会の同意を得ております。また、当該使用人による監査等委員会の職務補助は適正に行われており、独立性及び指示の実効性が確保されております。

⑥取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに監査等委員会の業務が実効的に行われることを確保するための体制

イ) 監査等委員につきましては、当社と利害関係を持たない独立社外取締役を2名以上指定し、監査等委員会（原則月1回開催）等を通じて、厳正な監査を行っております。

ロ) 常勤監査等委員は、常務会等重要な会議に出席し、適宜、必要な意見を述べるとともに、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く）より説明、報告を求め、業務が適正に執行されていることを監査しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会から業務及び財産等に関する報告を求められた場合、適切に報告を行っております。

ハ) 監査等委員会は、内部監査室、経理部、管理部門等と緊密な連携を保つため、定期的に報告会を開催し、意見交換する等、監査が実効的に行われる体制を確保するとともに、役職員は、監査等委員会の求めに応じて、詳細な報告を行っております。また、法令等の違反行為等、著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、監査等委員会に対して報告を行います。

ニ) 監査等委員会への情報提供を理由とした使用人等に対する不利益な処遇を行うことを禁止いたします。

ホ) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、監査等委員会の求めに応じた予算を設けております。また、監査等委員会がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をした場合、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担いたします。

(当該体制の運用状況)

監査等委員会は14回開催し、全ての監査等委員会に社外取締役である監査等委員が出席し、監査計画に基づき厳正な監査を行いました。また、監査等委員は全ての取締役会に出席し、

必要に応じて説明を求めました。

監査等委員会は内部監査室、経理部等から定期的な報告を受け、意見交換や情報提供を行うなど監査の実効性、効率性を確保しております。また、会計監査人から監査計画・監査結果などの定期報告を受けたほか、適宜、監査状況を聴取するなど、会計監査人との有効なコミュニケーション（14回）をとり、監査の実効性を高めました。

監査等委員の職務の執行に必要な費用については、監査等委員の請求に従い迅速に処理いたしました。

⑦財務報告の信頼性の確保

イ) 財務会計に関する社内規定に基づき、各部門長の自律的かつ厳正な管理の徹底を基本としつつ、統制機能の有効性、資産評価の適正性、財務報告の信頼性などを確認するため、定期的に、取締役会及び監査等委員会に報告しております。

ロ) 重要と思われる事案につきましては、会計監査人に相談、報告を行い、適正かつ適切な処理を行っております。

ハ) 金融商品取引法の定めによる財務報告に係る内部統制について、内部監査室が実施する内部統制監査により、内部統制機能の有効性、財務報告の信頼性の向上を図っております。

ニ) 決算説明会を含むIR活動ならびにウェブサイト等を通じた情報提供により経営の透明性を確保しております。

ホ) 決算発表ならびに株主総会の早期化を実施するとともに、四半期決算情報の開示を行うなど、迅速・的確な情報開示を行っております。

(当該体制の運用状況)

金融商品取引法に基づく内部統制において、リスクの認識及び統制活動が正しく行われていることを書面監査及び実地監査により確認いたしました。

証券アナリスト等を対象とした決算説明会を2回開催するとともに、機関投資家及び一般株主からの問い合わせに対し適宜対応いたしました。

⑧取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理

株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書、会計帳簿、税務署その他の行政機関ならびに証券取引所に提出した書類の写し等、職務執行に関する文書（電磁的記録を含みます。）については、関係法令及び社内規定に基づき適正に保存・管理しております。

(当該体制の運用状況)

上記文書等については、セキュリティが確保された場所で適正に保管いたしました。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等とは一切関係を持たず、組織的に毅然と対応いたします。総務部を担当部署とし、反社会的勢力について情報を一元管理するとともに、警察等の外部機関等との連携強化に努め、各種研修への積極的な参加等により社内啓発活動に努めます。反社会的勢力による接触、不当要求、または妨害行為が発生した場合は、速やかに警察、顧問弁護士等と協議のうえ組織的に法的な対応を行ってまいります。

(当該体制の運用状況)

当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び八王子・高尾地区特殊暴力防止対策協議会に加盟しており、各種研修会等に参加し情報の共有・交換を行いました。

なお、当社は指名・報酬諮問委員会を設置したことに伴い、平成29年4月27日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム基本方針）について決議し、上記の体制を改定しております。

改定内容の詳細につきましては、東京証券取引所及び当社のウェブサイト
(<http://www.janome.co.jp/ir/news/news220.pdf>) をご参照ください。

会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容の概要

当社は、公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為（下記③ ロ）で定義されます。以下同じとします。）があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが顕在化しております。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが必要であると考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

当社取締役会は、下記の取り組みは、下記イ）記載の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上するべく十分に検討されたものであることから、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

イ）企業価値向上に資する取り組み

当社は、大正10年に創業し、日本国内で初めてミシンの国産化を成し遂げて以来、「世界の人々の豊かで創造的な生活の向上を目指す」「常に価値ある商品とサービスの提供を通じて社会、文化の向上に貢献する」という企業理念及び行動憲章に基づき、企業価値の向上に取り組んでおります。

昭和39年には蛇の目ミシン技術研究所を設立、昭和54年には国産初のコンピュータミシンを発売したのをはじめ、常に家庭用ミシン業界のリーダー的存在として、製品開発力、技術力を活かした新製品を提供してまいりました。さらに平成2年には24時間風呂「湯名人」シリーズを発売、優れた技術と製品の利便性の高さから、お客様の支持を得て、同市場では高いシェアを維持しております。また、家庭用ミシンの生産で培った先進技術をベースに、「卓上ロボット」「エレクトロプレス」などの産業用機器を開発、携帯電話等の情報端末機器や自動車関連企業など生産現場の省力化と高度な品質管理が求められる企業に向けて、積極的に販売活動を展開しております。企業の生産拠点が海外へシフトしている状況に対応すべく、各拠点の販売・サービス体制の拡充にも注力しております。

当社グループの企業価値の源泉は①技術力と経験、②マーケティングと開発力、③ブランド、④販売力、⑤人財等にあると考えています。

具体的には、第一に、90年以上の歴史を通じて蓄積してまいりました技術と経験を活かして、多くの製品群を提供、第二に、世界各地の市場から効率的なマーケティングにより得た情報を活かした魅力的な製品の開発、第三に、90年以上にわたる歴史と高い技術力に支えられた家庭用ミシン・産業機器における「JANOME」ブランド、第四に、直営支店・代理店・量販店等を通じた堅固な国内販売網と販売子会社・現地代理店等の海外販売網、第五に、これま

で述べました「技術力・経験」、「開発力」、「ブランド」、「販売力」を具体的に担う人財群です。

当社は引き続きグローバルシェア拡大を図るとともに、お客様をはじめ株主の皆様にとってかけがえのない企業を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。

ロ) 中期的な経営課題への取り組み

中期的な経営課題への取り組みにつきましては、「第91回定時株主総会招集ご通知」の「1. 当社グループ（企業集団）の現況（4）対処すべき課題」に記載しております。

ハ) コーポレート・ガバナンスについて

1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とし、当社及び当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方の指針を「コーポレート・ガバナンス基本方針」として定め、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

- (i) 企業の社会的責任を果たすにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識のもと、各ステークホルダーの皆様と健全で良好な関係を維持しつつ、業務の適正性、財務報告の信頼性を確保するとともに、関係法令・定款等を順守する経営を実現するため、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。
 - i) 株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
 - ii) 企業の社会的責任を果たすため、株主、社員、顧客など社会の様々なステークホルダーと適切に協働してまいります。
 - iii) 情報開示は重要な経営責任の一つであると認識し、非財務情報を含む会社情報の積極的な情報開示により、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
 - iv) 社外取締役が独立かつ客観的な立場から提言を行える機会を確保し、取締役会による業務執行の監督機能の実効性を高めてまいります。
 - v) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。
- (ii) 当社グループのすべての役員・社員があらゆる活動の拠り所となる企業理念、ジャノメグループ行動憲章を共有してまいります。

2) コーポレート・ガバナンス体制

当社が持続的成長を通じて、ステークホルダーの期待に応えるため、さらなる経営の透明性と公正性を確保し、当社グループのコーポレート・ガバナンスを強化するために必要な体制を整備してまいります。

- (i) 当社は取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図り、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、第90回定時株主総会での承認のもと、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
- (ii) 当社の取締役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人財の中から決定し、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、取締役会において選定いたします。
 - i) 当社グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者。
 - ii) 社会的な責任・使命を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し得る者。
 - iii) 監査等委員である取締役は、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者。
- (iii) 当社の社外取締役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人財の中から決定し、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、取締役会において選定いたします。なお、監査等委員である取締役は、監査等委員会の同意を得て決定いたします。
 - i) 当社の一般株主との間で利益相反が生ずるおそれがないと認められる者。
 - ii) 当社グループの経営理念を理解し、社会的な責務や役割に十分な理解を有する者。
 - iii) 社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野

における知識や経験を活かして、当社の取締役及び経営を監督し、的確・適切な意見・助言を行い得る者。

iv) 監査等委員である社外取締役は、中立的・客観的な視点で取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者。

(iv) 当社は、会社法第427条第1項、定款第31条の規定に基づき、監査等委員である取締役相澤昭彦、佐藤慎一、中澤真二、田中敬三の各氏との間でそれぞれ責任限定契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、監査等委員である取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める金額を限度とするものです。

(v) その他、コンプライアンス委員会、P L（製造物責任）委員会、内部通報委員会、個人情報管理委員会、リスク管理委員会等を設置し、充実したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

イ) 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

当社は、大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切に判断していただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者（下記 ロ）で定義されます。）及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、平成28年6月17日開催の第90回定時株主総会にて、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を更新することをお諮りし、株主の皆様より承認、可決されました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、ならびに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めています。

ロ) 本プランの対象となる行為

本プランの対象となる行為は、概ね、当社株券等の20%以上の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為（以下「大量買付行為」といいます。）であり、本プランは、大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行い又は行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、事前に株主の皆様及び当社取締役会による当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、かつ、株主の皆様及び当社取締役会による当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のために必要な一定の期間を確保した上で、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、また、当社取締役会として、株主の皆様に対して代替案を提示するなどの対応を行うための手続を定めております。

ハ) 対抗措置の概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく

害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に出社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

二) 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することといたします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

ホ) 株主総会の開催

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則といたしますが、大量買付者による大量買付行為の内容、株主総会開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものとします。

ヘ) 情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるに当たって、大量買付行為があった事実、大量買付者から大量買付行為の内容の検討に必要な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、株主総会開催の決定・株主総会決議の概要、対抗措置の発動又は不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

④本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

イ) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

ロ) 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること

- ハ) 株主意思を重視するものであること
- ニ) 独立性の高い社外者の判断を重視していること
- ホ) 合理的な客観的要件を設定していること
- ヘ) 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること
- ト) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

なお、本プランの詳細につきましては、当社のウェブサイトをご参照ください。
(当社ウェブサイト <http://www.janome.co.jp/ir/news/news200.pdf>)

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

19社

主要な連結子会社の名称

ジャノメ台湾(株)、ジャノメタイランド(株)、ジャノメアメリカ(株)、ジャノメカナダ(株)、ジャノメUK(株)、ジャノメヨーロッパ(株)、エルナスイス(株)、ジャノメオーストラリア(株)、ジャノメブラジル(有)、ジャノメラテンアメリカ(有)、ジャノメダイカスト(株)、(株)ジャノメクレディア、(株)ジャノメサービス

非連結子会社の名称等

エルナドイツ(有)、エルナフランス(有)、ジャノメメキシコサービス(有)、JIE上海(有)、JIE台湾(株)
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 連結子会社の決算日等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしているものについては、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、有効性の評価を省略しております。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しております。

⑥退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

受取手形及び売掛金	1,533百万円
商品及び製品	2,549百万円
建物及び構築物	5,507百万円
土地	13,739百万円
投資有価証券	426百万円
計	23,757百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	12,067百万円
計	12,067百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 21,532百万円

(3) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格を主たる評価基準として算出しております。

・再評価を行った年月日 平成12年３月31日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,572百万円

(4) 偶発債務

タイ王国所在の当社連結子会社ジャノメダイカストタイランド株式会社は、平成28年8月4日付でタイ国税当局より18百万バーツの更正通知を受領しました。同社としては、この更正通知の内容は承服できない不当なものであり容認できないことからタイ歳入局不服審判所に不服の申し立てを行いました。

なお、本件税額の納付については、取引銀行の支払保証書を差し入れることにより、仮納付の支払に代えております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当 連 結 会 計 年度増加株式数	当 連 結 会 計 年度減少株式数	当 連 結 会 計 年度末の株式数
発 行 済 株 式				
普 通 株 式	19,521千株	－千株	－千株	19,521千株
合 計	19,521千株	－千株	－千株	19,521千株
自 己 株 式				
普 通 株 式	189千株	0千株	－千株	189千株
合 計	189千株	0千株	－千株	189千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(2) 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	193百万円	10.00円	平成29年3月31日	平成29年6月26日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(*)	時 価 (＊)	差 額
①現金及び預金	7,195百万円	7,195百万円	－百万円
②受取手形及び売掛金	6,772	6,772	－
③投資有価証券 その他有価証券	485	485	－
④支払手形及び買掛金	(2,781)	(2,781)	－
⑤短期借入金	(13,332)	(13,334)	1
⑥未払法人税等	(215)	(215)	－

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、⑥未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤短期借入金

短期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式及び非連結子会社株式（連結貸借対照表計上額1,016百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時 価
3,768百万円	3,072百万円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、公示価格を主たる評価基準として算出しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,194円 87銭

(2) 1株当たり当期純利益 83円 14銭

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式 移動平均法による原価法

・その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしたものについては、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	4,963百万円
構築物	104百万円
土地	13,722百万円
投資有価証券	426百万円
計	19,216百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	11,242百万円
計	11,242百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,520百万円

(3) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。
ジャノメアメリカ株式会社 600百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権	1,982百万円
②短期金銭債務	3,363百万円
③長期金銭債務	1百万円

(5) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格を主たる評価基準として算出しております。
- ・再評価を行った年月日 平成12年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△3,572百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高	9,656百万円
②仕入高	16,908百万円
③営業取引以外の取引高	882百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	189千株	0千株	一千株	189千株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	94百万円
退職給付引当金	840百万円
繰越欠損金	272百万円
その他	433百万円
繰延税金資産小計	1,641百万円
評価性引当額	△304百万円
繰延税金資産合計	1,337百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△39百万円
繰延税金負債合計	△39百万円
繰延税金資産の純額	1,297百万円

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	957円	35銭
(2) 1株当たり当期純利益	68円	34銭